

江口浄水場長寿命化事業に伴う
沈殿池ろ過池改修工事
簡易公募型プロポーザル実施要領

新発田市水道局

令和6年5月

江口浄水場長寿命化事業に伴う沈殿池ろ過池改修工事簡易公募型プロポーザル実施要領

1 簡易公募型プロポーザル方式の採用について

新発田市水道局江口浄水場の長寿命化を図るため、浄水設備の施工技術を有する事業者のうち、本設備への深い理解と知見、経験と実績に基づく技術的能力、これまでの改修実績等、総合的に優れた者を簡易公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により最終受注候補者を選定することを目的とする。

2 概要

(1) 本工場の目的

江口浄水場は昭和 49 年に竣工した新発田市の主力浄水場である。この浄水場の主要設備である高速凝集沈殿池及び急速ろ過池は、平成 18 年に老朽化した部分を更新する改修工事を行い健全な状態とするとともにクリプトスポリジウム等の対策を実施した。しかし、経年により老朽化が進行し、一部機器等に不具合が発生してきている。このことから本工場は、高速凝集沈殿池 No.1 及び急速ろ過池 No.1（8 池）の部分更新改修等を実施し、当該設備を健全な状態とすることで水道水の安定供給を図るとともに江口浄水場の長寿命化に資することを目的とする。

(2) 基本情報

工事名	江口浄水場沈殿池ろ過池改修工事
施設名	江口浄水場
位置	新潟県新発田市江口550番地
敷地面積	24,408㎡
浄水能力	28,000㎥/日
竣工	昭和49年2月
メーカー	荏原インフィルコ株式会社
高速凝集沈殿池	鉄筋コンクリート造り 13.9m×13.9m×有効水深4.8m 3池 処理能力30,000㎥/日（28,000㎥/日） 分離面積186.7㎡/1池 上昇速度37mm/分
急速ろ過池	鉄筋コンクリート造り 24池/3ユニット 全ろ過面積249.6㎡ ろ過速度 120m/日

3 参加資格

(1) 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者
- ② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても手続開始の決定後、経営事項審査を受け、当市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、当市の資格審査を経て有資格業者と認定をされた者で、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)
- ③ このプロポーザルに参加する他の者との間に次の資本関係又は人的関係がないこと。
 - ア 資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合(親会社及び子会社の定義は、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 3 号及び第 4 号の規定による。以下同じ。)
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - イ 人的関係
 - (ア) 代表権を有する者が同一の会社
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(常勤、非常勤を問わない。ただし、監査役は役員に含まない。)
 - (ウ) 一方の会社の役員が会社更生又は民事再生手続中の会社の管財人を兼ねている場合。
 - ウ その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合。
 - (ア) 上記ア又はイと同視しうる関係にある場合。
- ④ 直近に受けた建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査の有効期限が経過していないこと。
- ⑤ 次のアからキまでのいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団(新発田市暴力団排除条例(平成 24 年新発田市条例第 2 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団。以下「暴力団」という。)又は暴力団員(新発田市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員。以下「暴力団員」という。)が経営に実質的に関与していると認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ウ 暴力団員であると認められる者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - カ 法人であって、その役員(その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、

暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者がいる者

⑥ 公告日現在で、令和 5・6 年度新発田市建設工事入札参加資格者名簿の「水道施設工事」に登録されている者

⑦ 過去 10 年以内に浄水場の高速凝集沈殿池、急速ろ過池（共に 10,000 m³/日以上）の設置、修繕等に係る請負金額 1,000 万円以上の工事施工実績を有する者

(2) 配置技術者

① 市から直接工事を請負った者で、そのうち総額 4,500 万円(建築一式工事にあつては総額 7,000 万円)以上を下請契約して工事を施工させる場合は、監理技術者を配置しなければならない。

② 請負金額が建設工事で 4,000 万円(建築一式工事にあつては 8,000 万円)以上のときは、現場ごとに専任で技術者を置かなければならない。

(3) 特定建設業の許可

市から直接工事を請負った者で、そのうち総額 4,500 万円(建築一式工事にあつては総額 7,000 万円)以上を下請契約して工事を施工させる場合は、特定建設業の許可を有しなければならない。

4 施工条件

(1) 適用範囲

江口浄水場浄水設備（全 3 系統の高速凝集沈殿池・急速ろ過池、）のうち、今回改修するのは No. 1 系統である。

なお、この要領でいう浄水設備とは各高速凝集沈殿池流入弁二次側から急速ろ過池ろ過堰までの電気機械設備全般のことをいう。

(2) 施工条件

① 全 3 系統の高速凝集沈殿池・急速ろ過池の老朽化状況を把握し、これまでの更新改修履歴を考慮した上で、令和 6 年度に改修する No. 1 系統の範囲、更新する機器類を選定すること。

② 工事期間中、No. 2・3 系統の高速凝集沈殿池・急速ろ過池の運転に支障が生じないこと。

③ 工事期間中、江口浄水場で製造する水道水に異臭味を生じさせるなど、水道水の品質に支障を及ぼさないこと。

④ 本工事で更新改修する設備には既設設備との連動性及び協調性が確保されること。

⑤ 本工事で改修する No. 1 系統設備と改修しない No. 1～No. 3 系統設備は浄水設備として密接不可分（同一管理システム）の関係にある。責任の所在が不明確とならないように、改修工事後も既設設備を含めた浄水設備として、発生した問題や不具合に対して速やかに原因究明と改善方法を提示できること。

⑥ 夏季 7 月中旬～9 月中旬と冬季 1 月中旬～2 月下旬は全 3 系統とも水道水を製造できる状態

とすること。

(3) 予定工事期間

令和6年7月上旬から令和7年3月31日まで。

(4) 準備期間

準備期間最終日まで、江口浄水場の現地調査と更新修繕履歴の資料閲覧を可能とする。現地調査及び資料閲覧希望日を事前連絡し、水道局側が対応可能か確認すること。(別紙現地調査及び資料閲覧要領参照)

なお、現地調査及び資料閲覧は3人以内とし、「プロポーザル現地調査及び資料閲覧届出書(様式第1号)」を提出すること。

現地調査は浄水設備が稼働している状態で実施となる。不可視部分は、更新修繕履歴や経年から判断すること。資料の交付及び貸出はしないものとし、閲覧した資料は、改修工事提案書等の作成以外の用途に用いてはならない。

(5) 質問書の受付と回答について

① 現地調査や資料閲覧等で質問がある場合は、「プロポーザル参加に関する質問書(様式第8号)」により質問内容を電子メールで提出すること。

② 提出先：新発田市水道局浄水課 suidojosui@city.shibata.lg.jp
(セキュリティーの都合上、アドレスの表記を変えています。メールを送信する際は、「アットマーク」を「@」に置き換えること。)

③ 提出期限は、令和6年5月20日(月)午後4時までとする。

④ 質問に対する回答は、すべて市ホームページで回答する。なお、電話及び口頭による個別の対応は行なわないものとする。

(6) 本件改修工事の上限額

130,000,000円(消費税及び地方消費税を除く)

この金額は、契約(予定)金額を示すものではない。また、提案見積金額は、この上限額を超えてはならないものとする。

(7) 契約及び契約保証金について

契約行為は別途、新発田市契約検査課で行う。

また、契約保証金については新発田市建設工事請負契約約款第4条のとおり。

5 工事の詳細

別紙「江口浄水場沈殿池ろ過池改修工事仕様書」による。

6 実施方法

(1) 審査委員会の設置

プロポーザルにおける事業者の審査及び選定を行うため、江口浄水場長寿命化事業に伴う改修工事の事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会は、プロポーザルへの参加を要請した事業者（以下「参加事業者」という。）から提出された改修工事提案書等を審査し、価格以外の要素と価格を総合的に評価し、最も評価が高い参加事業者を最終受注候補者として選定する。

(2) 実施日程

プロポーザルによる最終受託候補者の選定は、次の日程により実施する。

	内 容	実 施 日
1	参加募集の公告（市ホームページにて）	令和6年5月10日（金）から 令和6年5月24日（金）まで
2	準備期間（現地調査、更新修繕履歴閲覧期間）	令和6年5月10日（金）から 令和6年5月20日（月）まで
3	質問書の受付期間（質問書は電子メールのみで受けとずる）	令和6年5月10日（金）から 令和6年5月20日（月）まで
4	質問書の回答（市ホームページにて）	令和6年5月23日（木）まで
5	参加申込書等の提出期限	令和6年5月24日（金）
6	審査委員会による参加資格の審査（書面協議）	令和6年5月29日（水）
7	参加資格審査結果通知	令和6年5月31日（金）
8	提案書及び提案見積書の提出期限 提案書の提出は、持参、郵送又は宅配便とする。 （提出期限内必着）	令和6年6月3日（月）から 令和6年6月14日（金）まで
9	審査委員会による審査及び最終受注候補者の選定 （書面審査、必要に応じてヒアリング実施）	令和6年6月中下旬
10	最終受注候補者の決定	令和6年6月中下旬
11	選定結果の通知	令和6年6月下旬
12	非選定者への回答（書面にて説明を求められた場合のみ）	令和6年7月上旬
13	契約内容に関する詳細設計作成	令和6年6月下旬
14	随意契約手続き → 契約締結	令和6年7月上旬契約

※ 注意点

- 1 提出期限における受付時間は、いずれも午後4時までとする。

- 2 書類等の提出方法及び連絡方法は、各項目所定の方法で行う。
- 3 持参以外の方法で書類等を提出する場合は、事前に水道局浄水課電気機械係に連絡すること。

7 参加申込み手続き等

参加申込事業者は、「プロポーザル参加申込書（様式第2号）」に必要書類を添付の上、提出期限までに提出すること。

(1) 費用の負担

参加事業者の応募に係る費用については、全て参加事業者の負担とする。

(2) 参加申込書の入手方法

新発田市ホームページからダウンロードを行う。

「新着情報」→「江口浄水場沈殿池ろ過池改修工事の簡易公募型プロポーザルの実施」

URL <http://www.city.shibata.niigata.jp/>

(3) 提出書類

① 会社概要関係書類

資本金、所在地、業務内容、従業員数、社歴等が確認できるもの

② 財務状況関係書類

直近2か年の各会計年度における決算関係書類（貸借対照表及び損益計算書）

③ 労働条件関係書類

労働関係に基づく各種規則や協定の整備状況が確認できるもの

④ 類似工事实績表（様式第5号）

⑤ 類似工事实績を証明する契約書の写し又は実績を証明できる書類

過去10年以内に浄水場の高速凝集沈殿池、急速ろ過池（共に10,000 m³/日以上）の設置、修繕等に係る請負金額1,000万円以上の工事施工実績を証する書類の写し

⑥ 配置予定技術者の経歴書

⑦ 改修工事後の設備と既設設備を含めた、今後のトラブル発生時の対応についての方針

（書式は任意で文書及びイラスト等により説明すること。A4×2枚、もしくはA3×1枚までとし、日本語表記、片面印刷、文字サイズ10.5ポイント以上、日本産業規格A4版縦置き横書き左綴り袋とじとする）

(4) 提出期限

令和6年5月24日（金）午後4時まで。

(5) 提出先

新発田市水道局浄水課電気機械係

(6) 提出方法

持参、郵送又は宅配便とする（提出期限内必着）。

(7) 提出書類の部数

提出書類①～⑦までを1冊として11部

(8) 参加資格審査結果通知

参加申込事業者の参加資格を審査の上、「プロポーザル参加要請書（様式第3号）」又は「プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第4号）」により通知する。

8 改修工事提案書等の提出

参加事業者は、プロポーザル実施に係る提案書を作成の上、提出期限までに提出すること。

(1) 改修工事提案書の内容

改修工事提案書の記載内容については、次の章立てに沿って作成すること。

- ① 会社概要・業務実績・業務体制
- ② No.1系統の高速凝集沈殿池、急速ろ過池を長寿命化させるための改修範囲について。
- ③ 改修しないNo.2・3系統の高速凝集沈殿池、急速ろ過池を稼働させながらの改修方法について。
- ④ 監督員の有資格及び実績について。
- ⑤ 安全衛生計画について。
- ⑥ 試運転調整に伴う品質管理について。
- ⑦ 改修後の保守メンテナンスについて。
- ⑧ 浄水設備としてトラブル等発生時の対応について。
- ⑨ 市内企業の活用について。

(2) 改修工事提案書の作成形態

改修工事提案書は日本語表記、片面印刷、文字サイズ10.5ポイント以上、日本産業規格A4版縦置き横書き左綴り袋とじとし、正本の表紙は（様式第6号）を使用し事業者名及び提出日を、副本の表紙は（様式第6号-2）を使用し、提出日及び通し番号を記入すること。また、改修工事提案書には目次を添付し、ページ番号を付すこと。

なお、上記②～⑨の提案書について書式は任意で文書及びイラスト等により提案すること。枚数はそれぞれA4×6枚、もしくはA3×3枚までとする。（資格等原本の写しとホームページで示した参考図面を使用する場合は枚数に含まない。）

(3) 注意事項

改修工事提案書には金額は記載しないこと。

(4) 提案見積書

「提案見積書（様式第7号）」には、「積算内訳書（様式第7号別添）」を添付し、改修工事提案書とは別に厳重に封かんの上、1部提出すること。

(5) 提案書等の提出書類について

参加事業者から提出された提案書の著作権は提出した事業者に帰属する。その提案書の一部又は全部を使用する際は、その事業者に承諾を得て無償で使用できるものとする。なお、全ての参加事業者から提出された書類は返却しない。

また、提案書等の作成に要する費用は参加事業者の負担とする。

(6) 提出期限

令和6年6月14日（金）午後4時まで。

(7) 提出場所

新発田市水道局浄水課電気機械係

(8) 提出方法

提出方法は、当該事業者による持参とする。

(9) 提出書類の部数

① 改修工事提案書

正本1部（様式第6号） 副本10部（様式第6号-2）

② 提案見積書

各1部 提案見積書（様式第7号）、積算内訳書（様式第7号別添）

9 プレゼンテーション及びヒアリングについて

プレゼンテーションは実施しない。「改修工事提案書（様式第6号）」で具体的かつ分かり易く表記するものとする。また、ヒアリングについては、個別に実施することがある。

10 プロポーザルの審査方法及び最終受注候補者の決定方法

審査委員会において、改修工事提案書の内容を下記により評価する。各評価項目について各委員が5段階評価をし、得点を合計して委員全員の総合得点を算出する。その総合得点が最も高い者を最終受注候補者として選定する。なお、審査委員会は非公開で開催する。

(1) 審査の評価項目及び配点

評価項目		配点	
会社概要	① 会社概要・業務実績・業務体制	5	
改修工事に関する事項 (技術的提案)	施工方法	② 改修の範囲	10
		③ 施工方法	20
		④ 配置技術者	5
		⑤ 安全衛生計画	10
		⑥ 総合試運転	10
	その他提案	⑦ 保守メンテナンスについて	5
		⑧ トラブル等緊急時の対応	20
		⑨ 地域貢献	5
	提案見積に関する事項	⑩ 見積金額	10
合計 (総合得点)		100	

評価項目①～⑨については、次に示す5段階評価により得点化する。

評価	得点化方法	配点 20 点	配点 10 点	配点 5 点
優れている	配点×1.0	20	10	5
やや優れている	配点×0.8	16	8	4
普通	配点×0.6	12	6	3
やや劣る	配点×0.4	8	4	2
劣る	配点×0.2	4	2	1

「⑩ 見積金額」は、次の方法により得点化する。

見積金額得点 = (提案見積金額中、最も低い見積金額 ÷ 当該事業者の見積金額) × 10

なお、見積金額得点は、小数点第2位を四捨五入して求める。

11 評価基準

評価は主に、設備への理解度、施工範囲の妥当性、施工方法的確性、高速凝集沈殿池及び急速ろ過池の業務実績、改修工事後のトラブル発生時の対応、経済性を基準に評価する。

「改修工事提案書 (様式第 6 号)」の作成において、審査ポイントとなる点を次に記す (ポイント配分を理解の上、改修工事提案書等の作成を行うこと)。

① 会社概要・業務実績・業務体制

会社概要・業務実績に関しては、将来にわたり安定して業務を行うことができる経営基盤があるか。また、業務実績 (実績数、規模、年数等) をどの程度有しているかを重視し評価する。

ア 会社の規模、財務状況からの履行能力はあるか。

イ 会社としての浄水設備 (高速凝集沈殿池と急速ろ過池) の業務実績について。

ウ 指揮命令系統と責任体制をどのように考えているか。

② 改修の範囲

全系統の高速凝集沈殿池、急速ろ過池の老朽化状況を把握し、経済性と長寿命化を両立させた No.1 系統の改修案、更新する機器類選定の妥当性について評価する。

- ア 経済性と長寿命化を両立させた改修案であるか。
- イ 過去の更新改修記録から更新する機器類を選別しているか。
- ウ 更新しない機器類の選別理由について。

③ 施工方法

限られた施工可能期間で No.1 系統を改修することと、稼働中である No.2・3 系統の運転に支障が生じない施工方法について評価する。

- ア 実際に No.1 系統を停止して現場施工に要する工程表の提示について。
- イ 稼働中の No.2・3 系統へ影響が無いようにするための配慮、養生について。
- ウ 今回改修しない既設設備との連動性や協調性についてどのように対応するのか。

④ 配置技術者

どのような配置技術者で工事の質を担保するのかについて評価する。

- ア 配置技術者の資格について。
- イ 配置技術者の施工実績について。

⑤ 安全衛生計画

- ア 本工事の安全対策について。
- イ 作業員の衛生管理について。

⑥ 総合試運転

改修後、浄水設備として機能するためにどのような検査を実施するのかを評価する。

- ア 高速凝集沈殿池、急速ろ過池の初期調整について。
- イ ろ過水水質の確認方法について。

⑦ 保守メンテナンス

保守メンテナンスについてのマニュアル等について評価する。

- ア 改修後の保守メンテナンスについて。

⑧ トラブル等発生時の対応

トラブル故障等により緊急対応が必要な時の対応手順について評価する。

- ア 緊急時の連絡体制について。
- イ 現場での緊急対応が必要な場合、迅速に対応できるか。
- ウ 本工事の範囲に限らず、江口浄水場浄水設備でトラブル故障等の緊急時には、速やかに原因究明と改善方法を提示できるか。

⑨ 地域貢献

地元企業を積極的に活用することで地域貢献について評価する。

- ア 市内に主たる営業所を有するものに下請負を予定している。
- イ 市内から物品調達を予定している。

⑩ 見積金額

※なお、総合得点が同点の場合、改修工事に関する事項（技術的提案）の評価が高い方を優先する。
改修工事に関する事項も同点の場合、審査委員の投票による多数決で決定する。

12 選定結果の通知

- (1) 最終受注候補者として選定した事業者には、「プロポーザル選定結果通知書（様式第9号）」を、選定されなかった事業者には、「プロポーザル非選定結果通知書（様式第10号）」を送付する。
- (2) 選定されなかった事業者は、結果通知書到着後7日以内（土日、祝日、年末年始を除く）に限り、その結果について書面（任意様式）により説明を求めることができる。
なお、当該事業者の総合得点及び順位に限り書面にて回答することとし、他の事業者の審査結果についての回答はしない。

13 選定結果の公表について

- (1) 公表の方法
新発田市ホームページに掲載する。
- (2) 公表の時期
参加事業者へ選定結果を通知した後、速やかに公表を行う。
- (3) 公表の項目
 - ① 審査経過
 - ② 最終受注候補者名（名称、所在地）

14 企画・提案・参加資格等に不適合がある場合

プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類、参加資格等に不適合があることが判明した場合又は提出書類を提出期限内に提出しなかった場合は、審査委員会での取扱いについて決定する。また、当該参加事業者に、その不適合についてのヒアリングを行う場合がある。

なお、その不適合が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した事項を取り消すことができる。

15 最終受注候補者の特例

最終受注候補者が契約締結までの間にプロポーザルへの参加資格を有しなくなった場合には、審査委員会において総合得点が次順位の者を新たな最終受注候補者として選定することができるものとする。

16 各関係法令等の遵守

参加事業者は、プロポーザルへの参加により、本件簡易公募型プロポーザルの募集要領を遵守することを誓約するものとみなす。

なお、参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、前々項 14「企画・提案・参加資格等に不適合がある場合」と同様に取り扱うこととする。

17 書類提出先及び問合せ先

新発田市水道局浄水課電気機械係

住所：〒957-0026 新潟県新発田市下内竹 747 番地

電話：0254-23-7194

FAX：0254-26-3711

電子メール：suidojosui アットマーク city.shibata.lg.jp

(セキュリティの都合上、アドレスの表記を変えています。メールを送信する際は、「アットマーク」を「@」に置き換えること。)